

○宮城県発掘調査基準

平成12年4月1日施行
(改正：平成31年4月1日)

平成10年9月29日付け庁保記第75号文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」の別紙2「記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方」及び平成11年10月21日北海道・東北ブロック発掘調査基準策定部会決定の「北海道・東北ブロック発掘調査基準」に基づき、宮城県の発掘調査基準を以下のように定める。

I. 工事前の発掘調査を要する場合は次のとおりである。この調査とは記録保存のために行う本発掘調査のことを指している。

1. 工事の掘削により埋蔵文化財が破壊される場合。
2. 掘削が及ばない場合であっても、工事により埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や、一時的な盛土や工作物の設置により、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合。
3. 恒久的な工作物の設置により、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる以下①～⑤の場合。この取扱いの詳細については、別表に例示する。

①道路・鉄道等

道路・鉄道・滑走路等にかかる部分及びその施工により以後の発掘調査が不可能になるおそれのある部分が対象となる。ただし、一時的な工事用道路、砂利敷等簡易な構造の農道や私道、単独施工による歩道や植樹帯、高架・橋梁の橋脚以外の部分、道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分等については、埋蔵文化財に影響を及ぼさない限りこれを除く。

②ダム・河川等

ダムの堤体及び湛水域、河川の堤防敷及び河川敷、海岸の防波堤及び防潮堤等が発掘調査の対象となる。ただしダムの危険水域、河川の高水敷は埋蔵文化財に影響を及ぼさない限りこれを除く。

③恒久的な盛土整地

盛土等の厚さが2m以上の場合が発掘調査の対象となる。ただし、埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合は、2m以下でもその対象となる。

④建築物

建築物一般が発掘調査の対象となる。ただし、個人住宅又はこれと同程度以下の規模構造のものについては、埋蔵文化財に影響を及ぼさない限りこれを除く。

⑤駐車場その他の整地舗装

駐車場・イベント広場その他の整地舗装は発掘調査の対象となる。ただし簡易な基礎構造の場合は、埋蔵文化財に影響を及ぼさない限りこれを除く。

II. 工事立会及び慎重工事の内容と取扱いは次のとおりである。

1. 工事立会

工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合、又は対象地が狭小で通常が発掘調査を実施できない場合は、市町村教育委員会の埋蔵文化財担当職員が、工事で掘削・盛土した状況の確認を行う。

2. 慎重工事

工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画され、発掘調査や工事立会の必要がないと判断された場合は、事業者が慎重に工事を実施する。

別表

事業区分		細分		取扱い	備考
1	道路	高速道路・高規格道路・側道 ・国道・県道・市町村道		①	拡幅・改修の既存道路部分及び、高架・橋梁の橋脚以外の部分は除く
		インターチェンジのループ部分		①	
		サービスエリア・パーキングエリア		①・⑤	
		工事用道路・農道・私道・歩道・植樹帯		①の特例	
2	鉄道	路線敷		①	
		駅舎等関連施設(建物)		④・⑤	
3	空港	滑走路		①	
		建物等関連施設		④・⑤	
4	港湾	埠頭・岸壁		⑤	
		建物等関連施設		④・⑤	
5	ダム	堤体・常時満水域		②	
		危険水域		②の特例	埋蔵文化財に影響を及ぼさない場合に限る
6	河川	堤防・低水敷		②	
		高水敷		②の特例	ダム危険水域に同じ
		閘門等関連施設		④	
7	海岸	防波堤・防潮堤		②	
8	学校	校舎・体育館(建物等) ・プール		④	
		運動場・緑地		③	
9	住宅建築	住宅		④の特例	埋蔵文化財に影響を及ぼさない場合に限る
10	宅地造成	宅地		③	
		道路		①	
11	区画整理	住宅地区		③	
		商工業 地区	建物	④	
			駐車場等	⑤	
		道路		①	
		公園・緑地		③	
12	建物	官公庁舎・店舗・事務所等建物施設		④	
13	工場	建物		④	
		駐車場等		⑤	
14	農業関連	圃場整備	農地・水路	③	
			農道	①の特例	
		広域農道等		①	
		貯水池	堤体・常時満水域	②	ダムに同じ
15	ゴルフ場	コース		③	
		建物		④	
		駐車場等		⑤	
16	観光開発	建物等		④	
		広場・駐車場		⑤	
17	公園	園池		③	
		建物・広場等		④・⑤	
18	その他 開発	駐車場		⑤	
		産廃処理場	建物	④	
			駐車場	⑤	
		霊園	墓地	①	
			建物	④	
			道路	①	
		駐車場	⑤		